

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1714号

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当に関する規則（規則第6-111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において「教員」とは、一般職給与条例第6条第1項第3号に定める <u>イ</u> 教育職給料表（二）及び市町村立学校職員給与条例第5条第1項第1号に定めるイ教育職給料表（一）の適用を受ける職員で副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は常時勤務に服する講師をいう。	(定義) 第2条 この規則において「教員」とは、一般職給与条例第6条第1項第3号に定める <u>ロ</u> 教育職給料表（二）及び市町村立学校職員給与条例第5条第1項第1号に定めるイ教育職給料表（一）の適用を受ける職員で副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は常時勤務に服する講師をいう。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。